

「自治体法務検定(政策法務)受検コース」について

1 目的

地方分権の進展により、これからの地方自治体には、地域の実情に応じた独自の施策や行政サービスの提供が不可欠となっています。このため、政策立案型の法務能力をもった職員がこれまで以上に求められていることから、職員の政策法務能力の向上を目的とした「自治体法務検定(政策法務)コース」を実施することとしました。

2 研修の概要

(1)自治体法務検定とは

自治体法務検定とは、自治体職員の法務能力を向上させるため、(一財)日本通信教育学園と第一法規(株)が主催して創設された任意検定であり、「基本法務」と「政策法務」の2部門について検定試験を実施しています。受検方法には、全国一斉受検の他に、任意の日程・場所において実施する団体受検があります。

本研修では、自治体法務検定の「政策法務」部門について団体受検を実施します。

なお、自治体法務検定の詳細は、ホームページ (<https://www.jichi-ken.com>) をご覧ください。

(2)対象者はステージ1から3の職員です。

本研修は、基礎的な法務知識を有した職員に対し、既存法令や制度等の運用・解釈に関する政策法務能力の向上を図るものであり、ステージ1、ステージ2及びステージ3の職員を対象とした選択コースの講座として位置付けています。

定員は、10名(県職員7名、市町職員3名)です。

(3)研修の方法について

①受講者は、自治体法務検定委員会編「自治体法務検定公式テキスト」を購入するなどして、自宅での自主学習により政策法務知識の基礎を学習します。

※テキストと問題集を研修所から貸し出すこともできます。ただし、数量に限りがあります。

詳細は、受講決定者へお知らせします。

②受講者は、研修所において、「自治体法務検定(政策法務)」の団体受検(令和7年12月1日(月)に実施)を受けます。なお、検定料(6,050円)は県費で負担します。

③検定結果が目標水準(1000点満点中500点以上)に達した受講者は、ステージアップ研修の単位を取得したものと認められます。

※研修の詳細は、「自治体法務検定(政策法務)受検コース」実施要領を参照してください。

(4)検定の内容について

出題分野は、「自治体法務とは」「立法法務の基礎」「解釈運用法務の基礎」「評価・争訟法務」「自治体運営の基礎」「住民自治の仕組み」「情報公開と個人情報保護」「公共政策と自治体法務」です。

出題形式は4択マークシート方式で、全70問、1000点満点です。

(5)検定結果の通知について

検定結果は、約1ヶ月後に通知されます。その際、500点以上の受講者には、点数に応じて「シルバークラス」「ゴールドクラス」「プラチナクラス」の各認定証が交付されます。